

**骨髄移植ドナー助成事業**

西保健センター ☎774-1411

☎776-7355

骨髄移植ドナーの負担軽減と登録者拡大のため、骨髄・末梢血幹細胞(骨髄など)を提供した人に助成金を交付します。☎骨髄などの移植を完了した人で、骨髄などの提供時に上尾市に住民登録がある人 ※勤務先などにドナー休暇制度がない人または他の助成金の交付を受けていない人に限ります。【助成額】骨髄などの提供に係る通院・入院、面接の日数に2万円を乗じた額(限度額14万円) ☎上尾市骨髄移植ドナー助成金交付申請書(東・西保健センターにある)、(公財)日本骨髄バンクが発行する証明書を、直接または郵送で西保健センター(〒362-0074春日2-10-33)へ ※詳しくは市ホームページをご覧ください。西保健センターに問い合わせてください。

**「上尾市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)」への意見を募集**

西保健センター ☎774-1411

☎776-7355

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「上尾市新型インフ

ルエンザ等対策行動計画(案)」を作成しましたので、意見を募集します。☎市内に在住・在勤の人【募集期間】10月1日(水)～31日(金) 【計画案・意見書の設置場所】東・西保健センター、市役所1階情報公開コーナー ※市ホームページにも掲載しています。【意見などの取り扱い】内容を検討し、計画策定の参考にする ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容を市ホームページで公表します。個別には回答しません。【提出方法】意見書に必要事項を記入して直接または郵送、ファクス、メールで西保健センター(〒362-0074春日2-10-33、☎s178000@city.ageo.lg.jp)へ ※電話では受け付けできません。

**「(仮称)上尾市中央図書館基本構想案」への意見を募集**

図書館 ☎773-8521

☎776-7330

新たな図書館を建設するため、「(仮称)上尾市中央図書館基本構想(案)」を作成しましたので、意見を募集します。☎市内に在住・在勤の人【募集期間】10月25日(土)～11月21日(金) 【構想(案)、意見書の設置場所】図書館(本館・分館・公民館

**納税通知書用封筒への広告を募集**

平成27年度に発送する納税通知書の封筒に広告の掲載を希望する広告主を募集します。掲載は審査の上決定します。【掲載場所】封筒裏面 【広告掲載枠】各封筒2枠 【規格】縦3.5×横9㍉、単色刷り(市の指定色) 【1枠当たりの掲載料】5万円 ☎申込書(各担当課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して10月15日(水)～11月17日(月)に直接、各担当課へ

税目	担当課	広告掲載期間	発送予定通数
市民税・県民税	市民税課 ☎775-5131 ☎775-9846	平成27年6月から 平成28年5月まで	約40,000通
軽自動車税			約35,000通
固定資産税・都市計画税	資産税課 ☎775-5134 ☎775-9846	平成27年5月から 平成28年4月まで	約70,000通

図書館(〒362-0037上町1-7-1、☎s724000@city.ageo.lg.jp)または図書館分館・公民館図書室へ ※電話では受け付けできません。

**「保育所等訪問支援」「障害児相談支援」を開始**

発達支援相談センター ☎776-6166

☎776-6127

10月から、発達支援が必要な児童

を対象にした2つの事業を開始します。

① **保育所等訪問支援** 障害児が集団生活へ適応できるように、保育所・幼稚園・小学校などに専門スタッフを派遣し、児童の保護者や職員に支援・助言を行う。 ② **発達支援の必要な児童とその保護者** ※国の基準に基づき、課税世帯には利用回数に応じた利用者負担があります。

② **障害児相談支援** 障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービスなど)の利用時に提出が必要になる「障害児支援利用計画」を作成する。 ③ **障害児通所支援を利用する予定の児童**

【①②共通】④直接または電話、ファクス、メール(☎ 5172500@city.ageo.lg.jp)で発達支援相談センターへ

**10月1日(水)から  
水痘(水ぼうそう)ワクチン  
が定期接種になります**

東保健センター ☎774-11414  
☎774-8188

【対象者・接種回数】①1・2歳児／2回接種②3・4歳児(特例対象者)／1回接種(接種期間は平成27年3月31日まで) ※すでに水痘にかかったことのある子ども、任意接種

として水痘ワクチンを接種している子どもは接種回数が異なるか、対象外になります。 【接種場所】市内実施医療機関、埼玉県相互乗入れ実施医療機関、健康保険証、母子健康手帳、予診票(東・西保健センター、各支所・出張所、市内実施医療機関にある) ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

**10月1日(水)から  
高齢者の肺炎球菌ワクチン  
が定期接種になります**

東保健センター ☎774-11414  
☎774-8188

☎上尾市に住民登録があり、過去に肺炎球菌ワクチン(ポリサッカライド)を接種したことがない人で、次の①または②に該当する人／①60〜64歳の人で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害があるか、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある②下表の年齢に該当する人 ☎5千円 【接種場所】市内実施医療機関、埼玉県相互乗入れ実施医療機関、健康保険証、予診票(東・西保健センター、各支所・出張所、市内実施医療機関にある) ※現在実施している75歳

以上の人への高齢者の肺炎球菌ワクチン助成事業は、平成27年3月31日までです。

年齢	生年月日
65歳	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生
70歳	昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生
75歳	昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生
80歳	昭和9年4月2日～昭和10年4月1日生
85歳	昭和4年4月2日～昭和5年4月1日生
90歳	大正13年4月2日～大正14年4月1日生
95歳	大正8年4月2日～大正9年4月1日生
100歳	大正3年4月2日～大正4年4月1日生
101歳以上	大正3年4月1日以前生まれ

**障害年金**

保険年金課 ☎775-5137  
☎775-9827  
大宮年金事務所 ☎652-3399

公的年金制度には、老後の生活を支える「老齢年金」の他、不慮のけがや病気などで障害の状態になったときの「障害年金」があります。

障害年金は、障害の原因になったけがや病気で初めて病院を受診した日(初診日)に加入していた年金制度によって、種類が異なります(下表参照)。

障害年金を受けるには、本人または家族による年金の請求手続きが必要になります。大宮年金事務所また

は保険年金課に相談してください。 ※障害年金の等級は、障害者手帳の等級とは異なります。 【受給要件】

次の①～③の全てに該当する人／①年金制度加入中に初診日がある、または初診日が20歳より前または60〜65歳の年金未加入期間中②一定の障害の状態にある③保険料納付要件を満たしている 【年金額】1級障害／96万6千円、2級障害／77万2,800円(平成26年度) ※配偶者や子どもがいるときは、右記の金額に一定額が加算される場合があります。 ※障害厚生年金の年金額は厚生年金加入期間中の報酬額と加入期間で算出されます。

加入していた年金制度	障害年金の種類	問い合わせ先
国民年金 ・第1号被保険者 ・初診日が20歳前または60～65歳の期間にある人	障害基礎年金	保険年金課 または大宮年金事務所
厚生年金	障害厚生年金	大宮年金事務所
共済組合	障害共済年金	各共済組合

## 10月以降の公的年金からの市・県民税の特別徴収税額

市民税課 ☎775-5131  
☎775-9846

市・県民税が公的年金から特別徴収される人は10月から開始、または徴収税額が変更されます。

① 8月以前から特別徴収されている人(表1参照)

10月から徴収税額が変更される場合がありますので、すでに郵送している「公的年金所得に係る特別徴収税額の決定通知書」の「(2)平成26年度公的年金特別徴収税額」、または「納税通知書」2枚目の「公的年金からの特別徴収」欄で、10月以降の税額を確認してください。

10・12月、平成27年2月に特別徴収(本徴収)される合計額は、公的年金等から算出した年税額から4・6・8月に特別徴収(仮徴収)された税額を差し引いた額です。その差額を3分割した額が各年金支給月の徴収税額になります。このように、公的年金等から算出した年税額を10月以降の徴収税額で調整するため、8月までと10月以降の徴収税額は大きく異なる場合があります。

② 10月から新たに特別徴収される人(表2参照)

新たに特別徴収の対象になった人は10月から開始されますので、「納税通知書」2枚目の「公的年金からの特別徴収」欄の10月以降の税額を確認してください。

※①②に関わらず、税額変更などにより通知書が複数送られている人は最新の物をご覧ください。

### ◆10月からの特別徴収税額の変更例(平成26年度の年税額が8万円の場合)

【表1】 8月以前から特別徴収(仮徴収)されている人

納付方法	年金から特別徴収				
内訳	8万円(年税額) - 3万円(4・6・8月分) = 5万円を3分割 ※100円未満は10月にまとめて徴収します。				
月	4月	6月	8月	10月	12月
税額	1万円	1万円	1万円	16,800円	16,600円

徴収税額が変更になります。

【表2】 10月から新たに特別徴収される人

納付方法	普通徴収		年金から特別徴収		
内訳	4万円(年税額の半分)を2分割		4万円(年税額の半分)を3分割 ※100円未満は10月にまとめて徴収します。		
月	6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	平成27年2月
税額	2万円	2万円	13,400円	13,300円	13,300円

※年税額とは公的年金等から算出された市・県民税の額です。

## 救急救命士の処置範囲が拡大

消防本部警防課 ☎775-11312  
☎775-2230

救急救命士法施行規則の一部が改

正され、救急救命士の処置範囲が次の通り拡大しました。

### ●拡大された救急救命士の処置

① 静脈路確保、輸液/血圧が低下して心臓が停止する危険性があるシヨック状態の人や、長時間狭い空間や機械などに身体が挟まれていた人に対して点滴を行います。

② 血糖測定、低血糖発作症例へのブドウ糖投与/低血糖性の意識障害の可能性がある人に対して血糖測定を行い、低血糖が確認された場合にはブドウ糖溶液を投与します。

## 情報公開コーナーの移転

総務課 ☎775-4963  
☎775-9819

情報公開コーナーは9月13日から市役所1階保険年金課前に移転しました。

情報公開コーナーには、市が発行した刊行物、市の行政資料などがあり、自由に閲覧できます。また情報公開請求、個人情報開示請求の申請ができます。

## 消防の広域化への取り組みを進めています

消防総務課 ☎775-1500  
☎775-2230

8月19日に、上尾市長を会長とす

る第1回上尾市・伊奈町消防広域化協議会を開催し、広域化に向けた協議がスタートしました。両市町の消防組織を一つにまとめ規模を拡大することで、消防体制の充実・強化、行財政運営の効率化が図れます。また火災や救急現場への到着時間の短縮や、出場部隊数の増強、大規模災害などへの対応力強化など、さまざまな住民サービスの向上につながります。協議内容は、随時市ホームページでお知らせします。

## 国民年金保険料 付加年金制度のご利用を

保険年金課 ☎775-5137  
☎775-9827

月々の定額保険料(平成26年度/1万5,250円)に付加保険料(1月当たり400円)を加えて納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。付加年金の上乗せ額は年額で「200円×付加保険料納付月数」です。 ※付加保険料は、申し出た月から納付できます。 ☎第1号被保険者(自営業者、フリーター、学生など)と任意加入被保険者(納付を免除された人や国民年金基金の加入員は除く) 申年金手帳と印鑑を用意して、保険年金課へ

# 市長 キラリ通心



大きな傘の下で

市長 島村 穰

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。  
 クールビズも1カ月を残し、上着を羽織る日も増えてきましたが、いかがお過ごしでしょうか。  
 ことしは、昨年よりも過ごしやすい日が多く、残暑の中にたくさんの隠れた秋を探ることができた気がします。しかし、8月、9月は各地で大雨が続き、気象庁が「平成26年8月豪雨」と名付けるほどの天変となりました。中でも、広島市で発生した土砂災害では多くの尊い人命が失われ、あらためて自然災害への脅威、そして自然と人間の共存の難しさを痛感しています。  
 広島市の土砂災害では、「バックビルディング現象」という聞きなれない言葉が何度も使われました。これは、同じ場所で積乱雲が次々と生じる現象で、災害発生時の広島市北部上空では4時間で約25個もの積乱雲が発生し、猛烈な雨を降らせたと分析

されています。このような現象は予想が難しく、いつ、どこで発生するか分からないため、日ごろから災害に対する心構えと準備が大切になってきます。市でも、各地域の自主防災会と連携しながら、防災訓練の実施や防災体制の見直しなど、全力で災害対策に取り組んでいますが、市民の皆さんにも、いざという時に身の安全を守るため、日ごろから災害への備えをお願いしたいと思います。

「秋雨や身をちぢめたる傘の下」(高浜虚子)。秋は、梅雨と共に日本の風情を映す雨の季節。限られた地域だけに降る「私雨」(わたくしあめ)、氷のように冷たい「凍雨」(とうりゅう)、日照りの時に降って農作物を潤す「恵雨」(けいう)など、日本には、その地域や人と一緒に歩んできたさまざまな“雨”があります。しかし、ここ数年は、新たに追加された「ゲリラ豪雨」という言葉ばかりが連呼され、まるで外来種のように違和感のあった名前も当たり前言葉になっています。“地球”という大きな傘の下で自然と共に身を寄せ合って暮らしている私たちは、次々に生まれてくる厳しい自然現象を受け入れながら、共存していかなければならないことをことしの秋雨に教えられました。

災害に遭われた広島市の皆様が一日も早く平穏な生活に戻れることを祈りながら、もうどこにも涙雨が降らないことを願います。

## 上平第三区画整理区域内の町名地番を変更

上平第三特定土地区画整理組合 ☎776-6100・☎776-6101  
 市街地整備課 ☎775-7913・☎775-9872  
 総務課 ☎775-4963・☎775-9819

上平第三特定土地区画整理事業の工事が完了しましたので、換地処分を行います。これに伴い、11月1日(土)から当区画整理地区内の下記に示す町界町名地番が変更され、住所・郵便番号も変更されます。

**【変更する地番(土地地番)】** 緑丘四丁目、大字上尾村、大字上、大字久保、大字西門前、大字南 **【変更後の町名】** 上平中央一丁目～三丁目(緑丘四丁目8番地区を除く)  
 ※「緑丘四丁目8番地区」は、地番だけ変更になります。  
 ※新しい郵便番号は、11月1日以降に日本郵便(株)に問い合わせてください。



## 上尾都市計画 生産緑地地区の変更

みどり公園課 ☎775-8129  
 ☎775-9906

平成4年12月に都市計画決定した上尾都市計画生産緑地地区について、行為制限の解除や新たな道路路整

備などにより、生産緑地地区の一部変更を行います。  
 縦覧の期間中は変更案を閲覧できる他、意見のある人は市へ意見書を提出することができます。  
 10月1日(水)～15日(水)8時30分～17時15分(土)(祝を除く) **所** みどり公園課

# 軽自動車税の税率が変わります

市民税課 ☎775-5130・FAX775-9846

4月1日、地方税法の一部を改正する法律が施行され、軽自動車税の引き上げと燃費性能に応じた新たな課税制度が定められました。これに伴い、上尾市税条例を一部改正し、平成27年度から軽自動車などに対する税率が引き上げになります。また平成28年度からは最初の新規検査から13年を経過した三輪・四輪の軽自動車について、重課税率が適用されます。

【表1】原動機付自転車、小型特殊、軽二輪、二輪の小型自動車の税率

車種		平成26年度まで	平成27年度から
原動機付 自転車	総排気量が50cc以下	1,000円	2,000円
	総排気量が50ccを超え、90cc以下	1,200円	2,000円
	総排気量が90ccを超え、125cc以下	1,600円	2,400円
	三輪以上のもので、総排気量が20ccを超えるか 定格出力が0.25 <sup>キ</sup> ワットを超える	2,500円	3,700円
小型特殊	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
軽二輪		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(総排気量250cc超)		4,000円	6,000円

【表2】三輪、四輪以上の軽自動車などの税率

車種			平成27年度から		(ウ)平成28年度から (重課税率)
			(ア)現在の税率	(イ)新税率	
			平成27年3月31日 以前に車両番号の 指定を受けた車両	平成27年4月1日 以降に初めて車両 番号の指定を受け た車両	初めて車両番号の 指定を受けた月か ら13年超の車両
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※平成27年3月31日以前に車両番号の指定を受けた軽自動車については、現在の税率(【表2】(ア))と変更ありません。ただし、平成28年度以降に(ウ)に該当する可能性があります。

※平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車については、新税率(【表2】(イ))が適用となります。

※初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を超える軽自動車については、翌年度から【表2】(ウ)の税率で課税されます。

ただし、「燃料の種類」が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリンハイブリッドのもの、被けん引車は除きます。

※初めて車両番号の指定を受けた月とは、自動車検査証の「初度検査年月」を指します。

11月1日(土)は本庁舎と  
上尾駅・尾山台出張所の  
業務を休業

行政経営課

☎775-3963

市民課

☎776-8873

☎775-5128

☎775-9827

市役所本庁舎1階・2階(市民税課、納税課、障害福祉課、高齢介護課に限る)・5階(子ども支援課、保育課に限る)の窓口と上尾駅・尾山台出張所は、土曜日も業務を行っています。11月1日(土)は区画整理換地処分に伴う住基データなどの更新作業のため業務を休みます。

大人の救急電話相談を  
ご利用ください

埼玉県医療整備課 ☎830-3559

急病に対する不安を解消し、軽症患者の救急車利用や救急病院の負担を軽減するため、10月1日(水)から大人を対象とした救急電話相談を実施します。☎大人の急な病やけがに関して、看護師が電話で助言する  
【相談時間】18時30分～22時30分  
(毎日) 【相談電話】#7000 または ☎84-4199



# 上尾市民体育祭

スポーツ振興課 ☎781-8112・☎776-2250

📅10月12日(日) 開会式／8時40分～、競技開始／9時45分～ 📍県上尾運動公園陸上競技場(雨天時は同公園体育館) 🌧️雨天時は体育館シューズ 📌自由参加種目、体協支部(地区)対抗種目、体協加盟団体種目、チャレンジ・スポーツコーナー、アトラクション、模擬店他 📍市内に在住・在勤・在学の人(支部対抗種目は在住の人) 📌体協支部対抗種目は地区の担当者、その他は当日直接、会場の総合案内所へ



## プログラム

No.	種目	参加対象	定員(人)	予定時刻	雨天時時刻
1	関所破りリレー	体協	50	9:45	
2	50m競走	小学1～3年生	300	9:50	
3	100m競走	小学4～6年生	500	10:05	
4	団体演技(フォークダンス・民謡)		-	10:30	
5	投げ越し玉運びリレー	体協	80	11:00	10:50
6	じょうずにおかたづけ	幼児	80	11:15	
7	鼓笛隊演技(富士見小学校)		-	11:30	11:30
8	小学生800mリレー	体協	80	11:50	
9	風船割り競走	自由参加	200	12:05	
10	ぼくとわたしはピッチャコ	小学生	160	12:15	
11	応援合戦(昼食休憩)		-	12:25	11:45
12	紅白玉入れ	体協	150	13:10	11:10
13	受験勉強競	自由参加	200	13:25	
14	バーゲンセール	自由参加	200	13:35	
15	むかで競走	体協	160	13:50	12:20
16	パン食い競走	自由参加	300	14:00	12:00
17	1400mリレー	体協	140	14:15	
18	ジャンケン勝ち抜き大会	自由参加	-	14:35	12:40

※■の種目は雨天時にも実施します。  
 ※サブトラックで、チャレンジ・スポーツコーナー(輪投げ、ストラック・アウト、フライングディスク、グラウンドゴルフ、ビンゴボードゲーム)を実施します(雨天中止)。

## 青少年健全育成推進大会

# 杉尾秀哉さんによる講演

「家族のつながり、  
今大切なこと～震災報道の現場から～」

青少年課 ☎776-2488・☎776-2117

市青少年育成連合会では、11月の「青少年健全育成強調月間」に合わせて青少年健全育成推進大会を開催します。この機会に青少年の健全育成について一緒に考えてみませんか。

📅10月25日(土)13～16時 📍上尾市文化センター 📌第1部(13時～)／青少年成功労賞の表彰他 第2部(13時55分～)／①地区会議実践活動発表②杉尾秀哉さんの講演「家族のつながり、今大切なこと～震災報道の現場から～」 ※第2部からの入場もできます。またホワイトで「家庭の日」をテーマに小・中学校の児童・生徒が描いた啓発ポスター掲示します。📍1,050人 ※駐車場に限りがありますので、公共の交通機関を利用してください。



### 【プロフィール】

すぎお・ひでや

TBSテレビ報道局解説・専門記者室長。1981年TBSに報道記者として入社し、「ニュースの森」キャスターや「サンデーモーニング」リポーターなどを務める。現在は「週刊BS-TBS報道部」キャスターや「ひるおび」など情報番組コメンテーターとして活躍。

## 都市計画の変更に係る説明公聴会

都市計画課 ①775-7629  
②775-9906

上尾道路沿道地区(荻丁目、小敷谷の各一部)、大谷北部第四地区(上尾道路沿道部分)と柏座地区(柏座四丁目および同一丁目の一部)の都市計画の変更に係る説明公聴会を行います。 ※対象地区により開催日が異なりますので注意してください。

### ■上尾道路沿道地区と大谷北部第四地区を対象にした説明公聴会

①10月11日(土)10時～ ②愛宕会館(荻丁目403-1) ③上尾都市計画用途地域の説明と公聴

### ■柏座地区を対象にした説明公聴会

①11月1日(土)10時～ ②上尾市プラザ22 ③上尾都市計画用途地域の説明と公聴

## 上尾・桶川・伊奈暴力排除地域安全大会

交通防犯課 ①775-5138  
②775-9927

上尾地区暴力排除推進協議会と上尾地方防犯協会では、上尾・桶川・

伊奈暴力排除地域安全大会を開催します。同協議会と同協会は上尾市、桶川市、伊奈町、上尾警察署の関係団体と共に、住民が暴力のない安全で安心して生活できる地域社会の実現を目指して活動しています。

①10月11日(土)13時30分～16時 ②上尾市文化センター ③①式典、②水谷修さんの講演(子どもたちに笑顔を一夜回り先生からのメッセージ)

### ③1,050人(先着順)【プロフィール】みずたに・おさむ

1956年、神奈川県出身。花園大学客員教授。横浜市で、長く高校教員として勤務。若者たちから「夜回り」と呼ばれている深夜の繁華街のパトロールを通して、彼らの非行防止と更生に取り組んでいる。現場での経験を基に、日本各地で講演などを通じて子どもたちが直面しているさまざまな問題について訴えている。



## 市指定無形民俗文化財

# 「畔吉ささら獅子舞」を見学しませんか

生涯学習課 ①775-9496・②776-2250

畔吉ささら獅子舞は王獅子、中獅子、牝獅子の計3匹で舞う「一人立ち三匹獅子」で、岩槻城主であった太田氏房が馬に乗って見に来たという伝承があります。見どころは、隠れてしまった牝獅子を2匹の男の獅子が争いながら見つける「牝獅子隠し」です。 ③宵祭り/10月11日(土)19時～ ④本祭り/10月12日(日)10時30分～、15時～、19時～ ⑤諏訪神社(畔吉835) ※12日10時30分の上演だけ徳星寺(畔吉751)です。

【交通】JR上尾駅西口から“ぐるっとくん”平方循環で「畔吉」下車。東武バス利用の場合、畔吉経由西上尾車庫行で諏訪神社は「前原」下車、徳星寺は「畔吉」下車 ※経由しない便がありますので注意してください。



昨年の「畔吉ささら獅子舞」

### ●見学会

①10月12日15時～(雨天決行) ②諏訪神社 ③市指定無形民俗文化財「畔吉ささら獅子舞」の解説と見学

## 市有地の公売

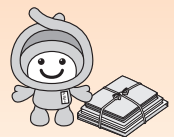
施設課 ①775-5115  
②775-9819

③10月23日(木) ④市役所5階入札室 【公売方法】一般競争入札 【物件の概要】原市北一丁目23番10(宅地)、146.00平方メートル 【価格】公売案内書を参照 ※公売案内書

(一)一般競争入札執行要領、物件調書、入札参加申込書などの案内は、10月6日(月)から施設課と各支所・出張所で配布します。市ホームページにも掲載します。 ⑤申込書に必要事項を記入して、10月9日(木)～16日(木)9～17時に直接、施設課へ ※(土)(日)を除きます。



# ごみの減量にご協力を! **パート1** 「雑がみを捨てないで!



今月号から3回にわたり、ごみ減量のためにできる取り組みを紹介していきます。

環境政策課 ☎775-6925・FAX775-9872  
西貝塚環境センター ☎781-9141・FAX781-9166

## 10月は3R推進月間です

3Rとは、Reduce(リデュース/ごみの減量)・Reuse(リユース/再利用)・Recycle(リサイクル/資源としての活用)の3つを言います。雑がみの正しい取り扱いから、環境に配慮した取り組みを始めてみませんか。

### 「雑がみ」って何?

平成25年度の可燃ごみ約6万トンのうち、40%は紙類でした。その中には、資源として再生できる「雑がみ」が含まれています。

### どんな物が「雑がみ」として出せるの?

- ・食品や菓子の紙箱
- ・ティッシュの空箱(取り出し窓のビニールを取る)
- ・紙製のはがきや封筒(窓付き封筒の窓部分を切り取る)
- ・トイレットペーパーやラップの芯
- ・包装紙、紙袋
- ・メモやコピー用紙



### 「雑がみ」として出せないものは?

- ・汚れや油のついた紙(紙おむつ、食品がこびりついた空箱・包装紙など)
- ・臭いのついた紙(洗剤や線香の空箱)
- ・防水加工、アルミ・ビニールを貼り合わせた紙
- ・レシートやファクスなどの感熱紙、アイロンプリント紙

### 「雑がみ」の出し方

紙袋に保管しておき「新聞・段ボール・雑紙・古布」の収集日(『上尾市ごみ収集カレンダー』参照)に出しましょう。平成25年度のごみ処理費は、市民一人当たり約1万円です。「雑がみ」に分別することで、リデュース・リサイクルの両方の効果が得られ、ごみ処理費削減にも有効です。

## 市・県民税の給与からの特別徴収を推進します

市民税課 ☎775-5132  
☎775-9846

市・県民税(個人住民税)の給与からの特別徴収(給与天引き)は、事業主が毎月の給与から市・県民税を天引きし、市に納付する制度です。所得税を源泉徴収している事業主には、市・県民税を特別徴収することが義務付けられています。

### ■まだ給与からの特別徴収をしていない事業主の皆さんへ

県と市町村では、平成27年度に原則全ての事業主が特別徴収するための取り組みを進めています。

特別徴収をしていない事業主の皆さんは、すぐに手続きをするか、平成27年度に円滑に切り替えられるよう準備してください。特別徴収をしていない事業所には、特別徴収義務者指定予告通知書を発送しましたので、確認と協力をお願いします。

### 給与からの特別徴収は…

#### ●従業員に利点があります

- ・金融機関へ納付に向く手間や、口座の残高を確認する手間が省ける
- ・普通徴収(納付書で納付)の場合の納付回数は年4回だが、特別徴収は年12回のため1回当たりの支払額が

少なくなる(左表参照)

### ●事業主の負担が少なく済みます

- ・市が税額を計算し通知するため、所得税のように年末調整をする手間がない
- ・従業員が常時10人未満の場合は、市の承認を受け年12回の納期を年2回にすることが可能(6~11月分の納期/12月10日まで、12月/翌年5月分の納期/6月10日まで)

【表】納付の例 (年税額61,000円の場合)

納め方	普通徴収 (1期~4期)		特別徴収 (6月~翌年5月)	
	1期	2期~4期	6月	7月~翌年5月
納期	1期	2期~4期	6月	7月~翌年5月
1回あたりの支払額	16,000円	各15,000円	6,000円	各5,000円
支払回数	年4回払い		年12回払い	



# 人事行政運営状況

職員課 ☎775-5112・☎775-9819

市職員の給与や勤務状況などを公表します。特に記述のないものは、平成26年4月1日現在の状況です。人事行政の運営の状況について詳しくは、条例に基づき市ホームページに掲載しています。

## 1 職員の任免と職員数の状況

### ■職員の採用及び退職状況 (単位:人)

区分	採用	退職
事務職	18 (7)	37 (12)
精神保健福祉士	2 (1)	0 (0)
社会福祉士	0 (0)	1 (1)
土木	3 (0)	5 (0)
建築	0 (0)	4 (0)
電気	1 (0)	1 (0)
機械	1 (0)	0 (0)
化学	1 (0)	0 (0)
保育士	11 (9)	14 (14)
看護師	3 (3)	1 (1)
保健師	2 (2)	1 (1)
消防士	12 (1)	12 (0)
指導主事	4 (0)	4 (0)
技能労務職	1 (1)	4 (2)
小計	59 (24)	84 (31)
再任用(フルタイム)	20 (7)	—
再任用(短時間)	27 (6)	5 (2)
計	106 (37)	89 (33)

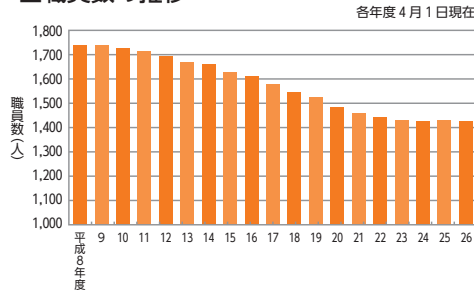
※採用は平成25年4月2日から平成26年4月1日まで、退職は平成25年度中の職員数です。  
※( )内は女性数で、内書きです。  
※再任用職員の任期は1年間です。

### ■職位別任用状況 (単位:人)

区分	職員数	うち昇格者
部長級	22 (1)	10 (0)
次長級	37 (0)	12 (0)
課長級	178 (31)	26 (4)

※( )内は女性数で、内書きです。

### ■職員数の推移



平成26年度の職員数は1,425人で、最多だった平成8年度の1,742人より317人減少しました。

### ■一般行政職の級別職員数

区分	職員数(人)	構成比(%)
7級部長級	17	2.6
6級次長級	28	4.2
5級課長級	124	18.9
4級副主幹級	80	12.2
3級主査級	155	23.6
2級主任級	119	18.1
1級主事級	134	20.4
合計	657	100.0

### ■部門別職員数の状況 (単位:人)

区分	H24	H25	H26
議会	11	11	12
企画総務	209	214	213
税務	75	74	67
民生	338	343	357
衛生	99	102	100
労働	2	2	2
農林水産	15	15	15
商工	7	6	6
土木	123	119	113
小計	879 (23)	886 (27)	885 (43)
特別行政	160	158	157
教育	262	261	261
小計	422 (3)	419 (4)	418 (11)
特別会計(下水道他)	80 (2)	79 (2)	78 (1)
企業会計(水道)	47 (1)	46 (1)	44 (1)
合計	1,428 (29)	1,430 (34)	1,425 (56)

※職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員、再任用フルタイムなどを含み、臨時や非常勤職員を除きます。  
※( )内は、再任用短時間勤務職員数で、合計数に含めません。

## 2 職員の給与の状況

### ■平成25年度 人件費の状況 (普通会計決算)

住基人口(年度末)	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	過去の人件費
228,176人	567億5,220万2千円	111億2,787万2千円	19.6%	(H23) 118億8,880万7千円 (H24) 114億9,681万1千円

※人件費は特別職(市長・議員など)に支給する報酬などを含みます。  
※人件費は平成10年度の150億3,953万4千円を最高に、約39億1千万円減少しています。

### ■平均給料月額

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	335,500円	42.8歳
技能労務職	324,900円	48.4歳

### ■初任給額

区分	給料月額	
一般行政職	大学卒	178,800円
	高校卒	149,800円

### ■経験年数別・学歴別平均給料月額

区分	経験年数			
	10年	15年	20年	
一般行政職	大学卒	276,122円	315,486円	361,910円
	高校卒	該当者なし	該当者なし	318,600円
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	316,950円

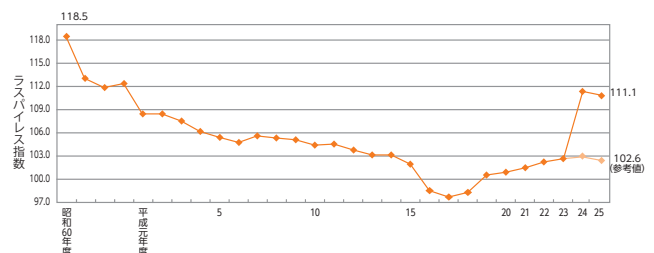
### ■平成25年度 職員給与費の状況 (普通会計決算)

職員数(A)	給与費				1人当たり(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
1,304人	48億4,286万2千円	9億575万1千円	17億9,438万円	75億4,299万3千円	578万5千円

※職員手当には退職手当を含みません。  
※職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

### ■ラスパイレース指数の推移

ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。



※平成24・25年度の国家公務員の時限的な給与改定特例法による措置が無いとした場合の参考値は、平成24年度が103.0、平成25年度が102.6です。

## ■職員手当の状況

毎月決まって支給	扶養手当	住居手当	通勤手当		
	①配偶者／13,000円 ②配偶者以外／6,500円 ※満16歳～22歳の子1人につき5,000円加算されます。	①借家の者／27,500円(上限) ②持家居住者／6,000円	①交通機関利用者／運賃相当額 ②交通用具利用者／通勤距離に応じて算出した額		
実績に応じて支給	管理職手当	地域手当			
	課長相当職以上の管理職職員に支給する手当	地域における民間の賃金水準や物価等の事情を考慮して支給する手当(給料、扶養手当・管理職手当の総額の3%)			
臨時に支給	時間外勤務手当	退職手当			
	正規の勤務時間外に勤務したときに支給する手当 ※他に、夜間勤務手当、休日勤務手当があります。	危険、不快な業務など特殊な業務に従事する職員に対して支給する手当	勤続年数	自己都合	勤奨・定年
	年間支給率 3.95月(2.10月) ※支給額の算定には、職制上の段階、職務の級などによる算定基礎の加算措置があります。 ※( )は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。	20年 21.620月分 25年 30.820月分 35年 43.700月分 最高限度 52.440月分	27.025月分 36.570月分 52.440月分 52.440月分		

\*退職手当の支給率については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの退職者が対象になっています。

## ■特別職の報酬などの額

区分	報酬	期末手当	費用弁償
市長	900,000円	年間支給率／3.95月 ※支給額の算定の際、算定基礎の加算措置があります。	議会本会議・各委員会に出席／1日につき2,000円
副市長	750,000円		
議長	505,000円		
副議長	460,000円		
常任委員長	445,000円		
議員	435,000円		

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### ■勤務時間の概要

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
38時間45分	始業	終業	休憩時間	週休日
	午前8時30分	午後5時15分	60分	土・日曜日

### ■年次有給休暇の取得状況(平成25年度)

平均取得日数／10.6日  
 ※1年につき最高20日間付与され、前年度からの繰り越し分を含めると最高40日間です。

### ■時間外勤務の状況(平成25年度)

平均時間外勤務時間数／年間96.5時間

### ■育児休業等の取得状況(平成25年度)

育児休業取得者数／66人(うち新規25人)  
 部分休業取得者数／22人(うち新規5人)

## 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

■分限処分(平成25年度)…19人(事由はすべて病気休職)

■懲戒処分(平成25年度)…1人(減給)

## 5 職員の服務の状況

### ■職員の守るべき義務の概要

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業等の従事制限

## 6 職員の研修状況

平成25年度に実施した研修は合計で110コースあり、延べ研修修了人数は1,320人です。

階層別研修	564人	昇任・昇格時などに実施
特別研修	445人	人権・ほめ方叱り方研修や救命講習など
派遣研修	224人	国・県の研修機関や民間派遣など
自主研修	87人	通信教育など

## 7 職員の福祉と利益の保護の状況

■埼玉県市町村職員共済組合負担金など

16億3283万4千円(平成25年度)

■公務災害等の発生状況(平成25年度)

公務災害／2件 通勤災害／3件

## 8 公平委員会の業務の状況

■勤務条件についての措置要求の状況

平成25年度の措置要求はありません。

■不利益処分についての不服申し立ての状況

平成25年度の不服申し立てはありません。